

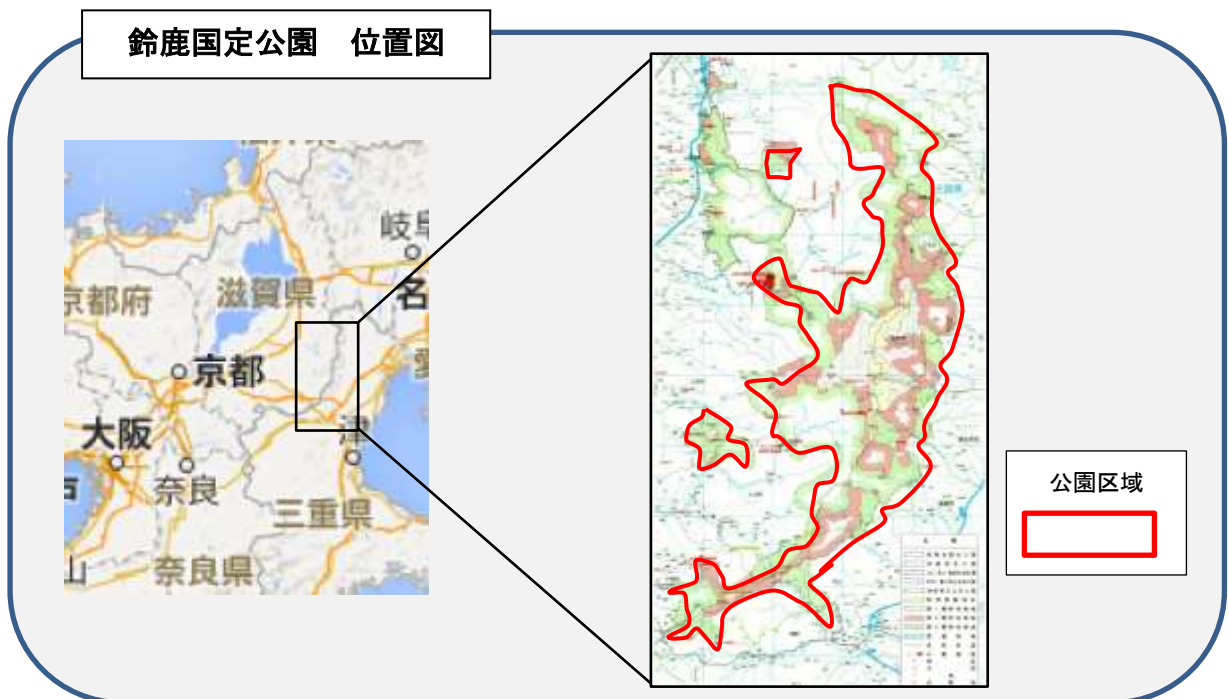
鈴鹿国定公園の公園計画の変更案の概要

1. 経緯

鈴鹿国定公園は、滋賀、三重の両県に跨る鈴鹿山脈が公園区域になっており、昭和 43 年 7 月 22 日に指定された。本公園は、石灰岩地帯特有の植物をはじめ、「21 世紀に残したい日本の自然 100 選」（森林文化協会：1983 年）に選定されている貴重な植物が生育している。

公園計画については、昭和 45 年、昭和 54 年に公園区域の見直しを、昭和 56 年から平成 7 年まで延べ 4 回利用計画の追加変更を行った。

今回は、2000 年代初頭から課題になっている、ニホンジカ（以下「シカ」という）の採食圧による貴重植物やササ原の衰退による生態系への影響等に対応し、本公園の適正な保護及び利用を図るため、公園計画の変更（一部変更）を行うものである。



2. 変更案のポイント

- 本公園において、シカの個体数の増加により、下層植生や表土の流出、外来種の侵入等の被害が生じていることから、この対策として、生態系維持回復計画を追加します。

3. 変更案の詳細

(1) 生態系維持回復計画

- 生態系維持回復事業の追加

鈴鹿生態系維持回復事業（鈴鹿国定公園区域、シカ及び外来種対策）